

## ECのホルモン牛肉に関する措置

(上級委員会報告 WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R,

提出日：1998年1月16日、採択日：1998年2月13日)

(仲裁裁定 WT/DS26/15, WT/DS48/13, 提出日：1998年5月29日)

### 1. はじめに

本件は、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）について争われた最初のパネル判断について、本件のような、事実に関する多様かつ複雑な問題について特に重要な問題となる挙証責任などの点につき、EC及び米国・カナダ双方が上級委員会の判断を求めたものである。本件のパネル段階での判断は全体として、SPS協定を導入ないし維持しようとする国に対して重い負担を課すものであった。これは、国民の健康というある意味で環境の問題を、貿易価値よりも優先する立場からすると批判される側面をもった判断であった。また、本件が対象とするECのホルモン牛肉禁止措置は、SPS協定起草のそもその背景となっていた問題であるだけに、最終審である上級委員会がどのような判断を下すかは注目される場所であった。尚、パネル段階でも第三者として意見を述べたオーストラリア、ニュージーランド及びノルウェイがここでも参加している。

上級委員会報告採択の後、ECはWTO協定上の義務の履行の意思があること及び、可及的速やかに履行するために可能な措置の検討を開始したことをDSBに通知した。その際ECは措置実施のために「妥当な・合理的な期間」を要求したが、それが具体的にどの程度の長さであるかについて関係国間の協議で決着がつかず、この点の解決のために仲裁裁定が要請された(DSU第21.3<勧告および裁定の実施の監視>の規定による要請である)。

### 2. 事実の概要と背景

本件の直接の対象となったのは、ECによる、特定の成長ホルモンの牛への使用を禁じ、同時にこれらホルモンのいずれかがその飼育に使用された牛肉の輸入を禁止する措置であった。これはいずれもEC指令(Council Directive 81/602, 88/146, 88/299/EEC)によるもので、最初のもは既に1981年7月31日にだされ、後2件はいずれも1988年のそれぞれ3月と5月にだされたものであった。ここでいう禁止されたホルモンとは、3種の天然ホルモン(エストラジオール $17\beta$ 、テストストロン、プロゲステロン)と、これらと同様の作用をもたらす3種の人工ホルモン(トレンボロン・アセテート、ゼラノール及びメレンゲ

ストロール・アセテート(MGA))である。

ECのこのような措置の背景のひとつには、1980年代初頭の事件があるとされる。当時、ダイエシルステルバストロール(DES)という人工ホルモンにさらされたために、障害をもって生まれたとされるケースがヨーロッパ中で報告されていたが、このDESが子牛肉から作られたベビー・フードから検出されたのであった。このDESスキャンダルをきっかけに、ホルモン反対の消費者運動が一気に広がったのが当時のヨーロッパであった。これに対し本件の他方の当事者である米国では、全く反対の状況にあった。毒性の明らかになったDESは別だが、ECが禁止した6種のホルモンについては、人体に悪影響ありとの証拠がでてこないのに、生産コストを下げ、生産量を上げるために使用を継続していたのである。

1981年のEC指令に対し、米国は、当該ホルモンの人体への悪影響の科学的証拠がないとして、この措置を主として保護主義的動機によるものとみなし、ECからの農産物輸入に対し課徴金を課し、また当時のGATTのスタンダード協定に基づきECを訴えた。しかし、同協定はこの種の紛争に適切な紛争処理メカニズムを備えておらず、またSPS措置を扱うには適切でない枠組みとされたため、この問題はその後十年以上未解決のままであった。

そのような状況下で始まったガット・ウルグアイ・ラウンドで、SPSに関する別個の新たな協定が交渉されたわけである。新しいSPS協定は一般協定20条の(b)項と(g)項の意味をより詳細に確定したものととれるが、健康ないし環境の観点から必要と主張される生産物に関する禁止措置導入に対し、20条に比してより技術的・科学的要件を求めるものとなっている。こうして新たな紛争処理の基準とフォーラムがしつらえられ、そこに長年の未解決の紛争がもちこまれたのが本件であった。

### 3. 上級委員会報告 (担当上級委員は、フェリジャーノ、エーラーマン、松下各委員)

#### i. 提起された問題

上級委員会に提起された法的諸問題は以下の通りであった(パラ96)。

- a パネルによる立証責任の配分は適切であったか
- b パネルは、SPS協定上の適切な審査基準(standard of review)を適用したか
- c 「予防原則 precautionary principle」はSPS協定の解釈に関連を有するか、有する場合にはその程度如何

- d S P S 協定はW T O 協定発効前に執られた措置にも適用あるか
- e パネルはD S U 11 条に基づき客観的な事実評価を行ったか
- f 専門家の選定と利用、米国及びカナダに追加的な第三者的権利を認めたこと、当事国の行っていない議論に基づいて認定を行ったこと、についてパネルはその権限を逸脱していないか
- g パネルのS P S 協定 3. 1、3. 3 解釈は正しいか
- h E C の当該措置は、S P S 協定 5. 1 のいう危険評価に「基づいて based on」いるか
- i パネルのS P S 協定 5. 5 の解釈適用は正しいか
- j E C の当該措置がS P S 協定 2. 2、及び 5. 6 に合致するか否かの判断を回避したパネルの判断は、適切な「訴訟経済」か

ii. 上級委員会の結論

a) S P S 協定における立証責任は誰が負うか(パネル判断破棄)

結論:(提訴国が関連国際基準の存在と当該措置がこれに基づかないものであることの一応の証明 *prima facie case* を行った場合には)「証明責任はS P S 措置執行国(被提訴国)が負う」とするパネルの判断を破棄。「3. 1 の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、かかる措置を執る国がS P S 協定 3. 3 との整合性の証明責任を負う」とのパネル判断はこれを破棄する(253)。

理由:

1) パネルは、S P S 協定上の一般的挙証責任としては、まず提訴側に *prima facie* の挙証責任があり、その挙証がなされた後、被提訴側に不一致を反駁すべき責任は被提訴側に移る、との点を確認(cf. インド毛織シャツ・ブラウス輸入制限 AB, p. 14)するも、解釈によりS P S 協定がS P S 措置発動国(被提訴側)に挙証責任を課しているとする。上級委員会はパネルがその判断の根拠とした以下の3点について個別に論駁する。まず、第一にS P S 協定の規定ぶりについて、パネルは「加盟国は... 確保する Members shall ensure...」との規定から挙証責任を導いている。→「加盟国が... 確保する」ということと紛争処理における挙証責任との間に必然的な(論理的な)関係を上級委員会は見いだせない(102)。第二に、パネルは、S P S 協定 5. 8 (説明要求権)が、問題となったS P S 措置をとる国にその理由の説明義務を規定していることから証明責任をも引き出せるとのするが、→同項は挙証責任を規定するものではないし、

紛争状況を想定するものでもない。むしろ紛争に至る前の段階を想定。そこで得られた説明情報を使って紛争処理過程で一応の証明 *prima facie case* 行うことが可能になるだろう(102)。第三に、3.2 (国際基準への適合はG A T T 1994 適合との推定)の反対解釈について、パネルは、3.2 の反対解釈として、国際基準に合致しない措置は、そのような措置の発動国に挙証責任を課すとみるが、これは不合理な推論 (non-sequitur) である。パネルのいう反対の推定はありえない。3.2 の推定は、国際基準への調和促進の動機付／インセンティブであって、国際基準と異なる基準の選択は特別ないし一般的な挙証責任賦課を承認するものではない。そのような挙証責任の賦課は、通常、罰則 *penalty* に相当するからである (102)。

ロ) S P S協定の3.1と3.3の要請にする義務について。パネルによれば、第一に、3.1は原則、3.3が例外という関係にある。[従って、例外規定の援用側である]被提訴国に挙証責任がある、という。→上級委員会の判断では、両者の関係は例えばG A T T 1994のIもしくはIIIとXXの関係とは質的に異なる(104, cf. 169-172)。「まず提訴側がS P S協定との不一致を *prima facie* に挙証を、被提訴側による一致の証明はその後」という紛争処理の一般ルールは、当該条項が「例外」であるとするだけでは免れることができない。同様に、条約の規定を「例外」と位置付けるだけでは、文脈及び条約の目的に照らしてことばの通常の意味の検討によって得られるものより「厳格な」または「狭い」解釈を正当化できない。また、*prima facie case* は被提訴側から有効な反駁がなされない場合には、提訴側に有利に判断する義務をパネルに課すものであることも銘記すべきである (104)。

第二に、3.2 の反対解釈もパネルはこの点の根拠とする → k の点については上記、イ)の第三点への反駁と同旨の理由から、そのような解釈には根拠がないと判断する。

ハ)パネルが米加の *prima facie case* の挙証責任を免除する際に、提訴国が *prima facie* の証明を行った否かに関わらず判断をしている点は法的に誤っている。パネルは、インド毛織シャツ・ブラウス輸入制限事件の上級委員会判断に従い、まず米及びカナダがE Cの措置がS P S協定の義務違反であるとの証拠を提示し得たかについての *prima facie* な判断をし、それがあつてはじめてE C側に挙証責任が移る、と判断すべきであった (109)。

b) 審査基準：パネルは、S P S 協定上の適切な審査基準(standard of review)を適用したか：E Cによれば、パネルは、自ら新たに(de novo)事実審査をしない、当局の判断を優先する(deference)という審査基準を守らなかったとされる。しかし上級委員会の判断ではパネルの措置は適切であった。なによりもS P S 協定自身が、何が適切な審査基準かについて言及していない。W T Oの諸協定中、唯一この点について明言するのはダンピング防止協定 17.6(i)のみであるが、文言上同条の規定はダンピング防止協定限りのものである。S P S 協定に明示されてない審査基準の採用は、協定の微妙なバランスを崩すことになり、それは上級委員会の権限を越える。

c) 「予防原則 precautionary principle」はS P S 協定の解釈に関連を有するか、有する場合にはその程度は如何：パネル判断支持。まず、同原則がS P S 協定の文言上は明示されてないことからなされた、同原則が慣習国際法として確立しているかどうかという法源性の争いについては、予防原則はS P S 協定の特に 5.7(及び前文の第6パラグラフと 3.3)に既に取り込まれている、とした。その上でしかし、予防原則は 5.1 及び 5.2 の明示的規定には優越しない、と判断した(124)。つまり予防原則によって、5.1 及び 5.2 の要請する、科学的その他の要素を考慮した危険性評価は免除されない、というのであろう。上級委員会のあげるその理由は、通常の(つまり慣習国際法上の)条約解釈原則の適用義務を、免除するような明文の規定もなければ、同原則自身もそれを免除するようなものではない、というものである。

d) S P S 協定はW T O 協定発効前に執られた措置にも適用あるか：この点は、上級委員会パネル判断を支持した。すなわちW T O 協定発効前の措置でも、発効後も効力ある措置にはS P S 協定は適用される、とした。この問題はガット時代の祖父条項を想起させる。そこではガット発効以前にとられていた措置は、本来ならガット違反にあたるような場合でも特別に認められていたからである。祖父条項は歴史的経緯と政治的な理由からする妥協の産物であったが、W T O ではもはやそのような特例は認められないことがここでも確認されたわけである。

e) パネルはD S U 11 条に基づき客観的な事実評価を行ったか：人工ホルモンのひとつM

G A、他の5つのホルモンそれぞれの証拠評価について検討した上級委員会は、証拠の一部につき誤った解釈はみられるものの、パネルはD S U 11 条に従い事実の客観的な評価を行ったと判断した。

f) 専門家の選定と利用、米国及びカナダに追加的な第三者的権利を認めたこと、当事国の行っていない議論に基づいて認定を行ったこと、についてパネルはその権限を逸脱していないか：この点に関しパネルがとった手続はD S U 及びS P S 協定に合致すると判断。

g) S P S 協定 3.1 及び 3.3 の「に基づく based on」と3.2 の「に適合する conform to」が同義、とのパネル判断はこれを破棄する。第一に両者の通常の意味は異なるし、第二に、S P S 協定中でも、意図的に使い分けがなされている。第三に、3 条の目的は、調和 (harmonization) であって、これは将来にわたって達成されるべきものであり、現在ただちに百パーセントの義務であるわけではない。

h) S P S 協定 3.1, 3.2 及び 3.3 の関係に関するパネルの解釈を修正。「E C は、3.3 の正当化なしに、国際基準に基づかない S P S 措置を執ったことで S P S 協定 3.1 に違反する」とのパネル判断を破棄する。

i) 措置が 3.3 (国際基準等よりも高い水準の措置を採用する場合の条件) の要請に合致するためには、とりわけ S P S 協定 5 条の要請に従わねばならない、とのパネル判断を支持。

j) 「危険性評価」概念についてのパネル判断を以下のように修正する。すなわち、S P S 協定 5.1, 5.2 及び付属書 A (定義) 4 のいずれも、危険の計量可能な最低限度量を確定することを危険性評価に求めるものではないし、また、危険性評価の対象から、通常物理学で用いられる経験的ないし実験的手法により量的分析に適さない要素を、アプリオリに排除するものでもない。

k) E C の当該措置は、S P S 協定 5.1 のいう危険評価に「基づいて based on」いるか：「S P S 協定 5.1 のいう『に基づいて based on』との用語は、S P S 措置適用加盟国は、当該措置の実施または継続にあたって危険評価を実際に行ったという証拠を提出しなければな

らない『最低限の手続的要請』を必然的に伴う」とのパネル判断を破棄する。まず、パネル自身も認めるようにSPS5条には、そのような「最低限の手続的要請」は明示的に規定されていない。また、「based on」との要請は、特定のSPS措置が危険評価と客観的にみて関連していれば満たされる(189)。危険性評価は、第三者や国際機関の行ったものでもよい。

1) 当該EC措置がSPS協定5.1違反とのパネル判断は支持。しかし、以下のようにパネルの解釈は修正する。すなわち、5.1は、2.2とあわせ読むと、危険評価の結果は問題のSPS協定を十分に正当化(warrant)することを要請している。

m) パネルのSPS協定5.5の解釈適用は正しいか：SPS協定5.5に関するパネル判断はこれを破棄。すなわち、ECの措置はSPS協定5.5に反するような「恣意的または不当な区別」を設けるものではない。

n) ECの当該措置がSPS協定2.2, 及び5.6に合致するか否かの判断を回避したパネルの判断は、適切な「訴訟経済」か：2.2及び5.6の整合性判断回避は、適切な訴訟経済。

・上級委員会は、本上級委員会報告及び本報告により修正されたパネル報告でSPS協定違反とされたSPS措置を、ECが同協定上負う義務と一致させるようECに要請することを、DSBに勧告する。

#### 4. 仲裁裁定

(いま一人の仲裁裁判官として指名されたセル・ラファール大使が辞退したため、単独仲裁裁判官となったのはリオ・カルテロ氏であった。)

・ECによる履行のための期間は報告採択の日から15ヶ月(それよりも短くも長くもない)と決定。米国は10ヶ月という短めの期間に固執し、他方ECは特定のホルモン毎の危険評価のためには時間がかかるとして、39ヶ月の期間を正当化する特別な事情があると主張。仲裁判断はDSU21条3項cの定める標準的期間である15ヶ月を短縮又は延長すべき特段の事情は見いだせないとした。

## 5. コメント

ここでは巨視的な観点からいくつかの点についてコメントしておくことにしたい。

### i. はじめに一環境・健康と貿易～どちらが勝ったのか？

本件の現実的意味と文脈を浮き彫りにするために、まず、問題を「環境・健康」対「貿易」といういささか図式的な対立構造から整理してみよう。本件は、2の事実の概要と背景でも既に触れたように、もともとEC側の国民の健康保護に関する関心と、米国等の効率的かつ自由な牛肉生産と輸出への関心との対立が中心的利害対立関係をなしていた<sup>(1)</sup>。環境派からすれば、国際基準より厳しいSPS基準をどれだけ自由に決定・執行できるかが最大の関心となる。その観点から重要な争点となるのは、挙証責任がいずれに課されるか、予防原則(precautionary principle)がどこまで優先されるか、危険評価が科学的確実性との関連でどこまで厳格に要求されるか、といった点であろう。この内、予防原則は、本件のみならず、およそ環境問題がからむWTO紛争では必ず持ち出される環境派の頼みの綱である。他の2点については以下で触れることにして、この点についてみておこう。

ECの主張によれば、ECの措置は予防的な(precautionary)なものであって、科学的証拠に基づかない部分については、慣習国際法のルールとしての予防原則によって、牛肉ホルモン禁止を維持するECの権利は保護されるという(パラ 121)。これは、条約の解釈にあたっては文脈と共に「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮する(ウィーン条約法条約 31 条 3 項(c))という原則を前提とした主張である。しかしパネルは、予防原則が仮にそのような関連規則だとしても、SPS協定 5 条の 1 項及び 2 項の危険評価についての明示規定に優先するものではないから、予防原則について認定をする必要はないとした。その判断の根拠としてパネルは、予防原則は既に SPS 協定の 5 条 7 項に「加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、……暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる」という形で取り込まれており、特別な意味を付与されていると指摘した。上級委員会もこの点はパネル判断を支持した。つまり、予防原則が慣習国際法として一般的に成立しているかどうか、という点の判断はなされなかった。しかも SPS 協定には取り込まれたとされるこの原則は、かなり限定的な機能しかもたないものに形を変えたことになる。予防原則が慣習国際法の規則として確立しているとの認定が得られなかったことと、SPS協定上の予防原則は限定的なものとされたこと、からすれば、貿易派に有利と一応いえそうではある。事実、上級委員会の報告がでた際に、米国の農務大臣は、



ヨーロッパの消費者（この場合は、ホルモン使用の悪影響を恐れる消費者ではなく、米国産の安い牛肉を食べられる消費者という意味であろうが）がEU官僚に勝った、とこれを称えたと伝えられる。USTRなどはさらに、上級委員会は「成長ホルモンを使用した牛肉のヨーロッパでの販売を禁止するECの措置が科学的正当化根拠を持たないことを認めた」。本件報告は「WTO紛争処理システムが複雑で困難な紛争をうまく処理できることの証」であるとまで評価したという<sup>(2)</sup>。しかしこの「勝利」も、ECが輸入禁止措置廃止の前に改めて危険評価を行うとの態度を表明したことではっきりしないものになっているのが現状といえよう。

ii. 挙証責任—いかなる根拠か？

上級委員会報告から受ける印象ではそれほどでもないが、本件のパネル段階の報告では挙証責任についての判断が、随所で決定的な役割を果たしているような印象を受ける。

立証責任の分配に関して、上級委員会はパネル判断を破棄した。すなわち、SPS協定はSPS措置執行側に挙証責任を課す、との判断が否定された。また、危険性評価を行ったことを示す証拠の提出義務を、最低限の手續義務としてSPS措置を導入維持する国に課したパネル判断も覆された。さらに、国際基準に基づかない措置の正当化のための挙証責任は措置採用側にあるとの判断も覆された。これらはいずれも国際基準より厳しいSPS措置を導入する側の義務を、パネル判断よりも緩和するものとなったので、環境保護団体などは一安心したと伝えられている。形式的にはSPS措置導入側の負担軽減に確かになるが、実際どの程度意味のある軽減になるのかは必ずしも明確ではない。

環境対貿易という観点からは、本件での挙証責任の判断は以上のようにいえよう。しかし、早くもこの問題についての先例となりつつあるインドからの毛織りシャツ・ブラウス輸入制限事件での議論でもそうであったが、WTOになってさかんに議論されるようになった挙証責任の問題の議論の仕方は、いまのところ十分に説得的とは思えない。例えば、一応の証明 *prima facie case* のためには、どの程度の証拠が必要とされるのか？ また、例外規定は援用側に挙証責任とのGATTのXX条に関する慣行はなぜ採用されないのか、等、十分に納得のいく説明がないまま判断がなされているような印象を受ける。そもそも現行のWTO協定には証拠法的な規定は殆ど存在しないとされる状況である。何を確たる根拠に論じてゆけばよいのか。条約に規定がない場合には、各国の国内法に共通にみられる法的ルールの中で国際関係に適用可能な、いわゆる「法の一般原則」という形で、国内

法の経験を導入することは、一般的には許されることであろう。しかし、この場合、たとえば日本を含め多くの大陸法系の国の民事訴訟では、そもそも証拠の証拠能力というのは一般には問題にしないで、すべての証拠を裁判所に提出すること許し、それを裁判官の自由な評価・心証に委ねるという「自由心証主義が妥当しており、証拠法則というものは存在しないに等しい」とされる<sup>(3)</sup>状況であるのに対し、英米法系の国では証拠法が詳細に整備されている。その背景には裁判官の専門性に対する高い信頼性のある大陸法系と、そもそも陪審制によってそのような状況を期待できない英米法系という、それぞれのお家の事情があるとみられる。こういう状況の中で何を共通の法の「一般原則」すればよいのか。証拠法の蓄積の厚い英米法系の国内の議論を、そのまま当然のように持ち込んだ議論もなされているが、その前に、そもそもWTOの紛争処理手続においてはどのような挙証責任があるべきなのか、いわばそもそも論をつくしておく必要があるように思われる。その議論の場として、個々の紛争処理の場がふさわしくないとすれば、それはDSUをはじめ協定の関連部分の改正のための検討の場でおこなわれるべきことかも知れない。一見技術的な挙証責任の議論だが、その判断次第で、各国家が取り得る措置の難易度が左右されるだけに、きちんとした根拠を整備すべきであろう。

### iii. 科学の役割—科学が問題の最終結論を出せるか？

S P S協定は、一方で、各国家に「人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために必要な措置を採用し又は実施する」権利を認め、「人及び動物の健康並びに植物の衛生状態が向上することを希望する」と同時に、他方でS P S措置の「貿易に対する悪影響を最小限に」することを目指している（S P S協定前文、及び第2条）。そして、そのための調整の役割を「科学」に期待している（例えば同協定2条2項における「科学的な原則」「科学的な証拠」）。

本件紛争でも最大の争点のひとつは、ECのホルモン使用飼育牛肉の禁止が科学的な証拠による危険評価にきちんと基づいているかどうか、という点であった。この場合、そもそも「科学」が果たして常に問題の最終結論を出せるか、が重要となってくる。実際、本件でもEC側のいう特定ホルモンの危険性を証言する科学者がゼロであったわけではない。科学的知見自体が、常に確定的な唯一の回答を用意できるわけではないのである。この点をとらえて、今後WTOで、お雇い科学者同士の闘いが始まると予想する向きもある。また、この点に関連して、貿易・経済問題の専門家であるWTOの紛争処理関係者が、専門

的な科学的問題をどこまで判断できるのか、という危惧の声もある。確かに、科学の専門家の助言をあおぐことは手続き上可能であり、実際にも行われているが、その助言自体をめぐって科学者の見解が割れる場合もある以上、最終的な決定はパネリストと上級委員会委員の手に委ねられることになる。

いまひとつ、国際基準よりも厳しいSPS措置を執り得ることが認められていることにも示されているように、そもそも危険性評価は、単に科学的判断にとまるものではない。科学的判断はまず前提にはなるが、最終的に特定のSPS措置を執るかどうかは、他の要素も加味した政策判断である<sup>(4)</sup>。であるとすれば、科学的確実性以外の調整の決め手がありうるのか<sup>(5)</sup>、あるいはそもそも本件のようなケースは紛争処理機関の手にあまるものなのか<sup>(6)</sup>、SPS協定の構想したメカニズムが果たしてどこまでこうした問題の解決能力を備えているのか、ECの本件判断履行の行く末とその評価が注目されるところである。

#### 【参考文献】

- ・川合弘造「ECのホルモン牛肉に関する措置パネル報告」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査・調査報告書 VIII』（公正貿易センター1998）pp.124-146.
- ・Carter,M.D., "Selling Science Under the SPS Agreement: Accommodating Consumer Preference in the Growth Hormones Controversy", 6 *Minnesota Journal of Global Trade* (1997)625-656.
- ・Hughes, Layla, "Limiting the Jurisdiction of Dispute Settlement Panels: The WTO Appellate Body Beef Hormone Decision", 10 *Georgetown International Environmental Law Review* (1998)915-942.
- ・Hurst,David, "Hormones: European Communities- Measure Affecting Meat and Meat Products",19-1 *European Journal of International Law*(1998), This part is available only on <http://www.ejil.org/journal/>
- ・McNeil, Dale E, "The First Case Under the WTO's Sanitary and Phytosanitary Agreement: The European Union's Hormone Ban",39 *Virginia Journal of International Law*(1998)pp.89-34.著者は米農務省の上級顧問としてSPS協定交渉、本件パネルへの提訴等に参加。
- ・Pauwelyn Joost, "Evidence, Proof and Persuasion in WTO Dispute settlement: Who Bears the Burden?", 1 *Journal of International Economic Law* (1998)227-258
- ・Walker,Vern R., "Keeping the WTO from Becoming the "World Trans-science Organizatio

"Scientific Uncertainty, Science Policy, and Factfinding in the Growth Hormones Dispute", 31 *Cornell International Law Journal*(1998)251-320. 著者はホルモン・ケース上級審時に欧州委員会顧問を務めた。

## 【注】

(1) もっとも、このECの措置の背景には、EC域内での過剰な牛肉生産を抑えるというねらいもあったという指摘もある。EC域内で生産された牛肉は、共通農業政策下で補助金の対象となり、それがECの予算を圧迫していたからだ、という理由である。

(2) McNeil 1998, p.92

(3) 山本和彦「WTOにおける証拠調べ手続及び証拠法則」『WTO紛争解決手続の改正提案の検討』（公正貿易センター, 1998）p.87ff. esp. pp.96-97. 参照。

(4) 例えば欧州議会では、動物に使用する薬の認可の要件として、安全性、効果、品質のほかに第4の基準として社会経済的影響及び環境への影響を採用すべきだとの議論が既に1988年段階からあったという。(Note) Carter, 1997, p.644

(5) Walker は、科学と規制措置とは、事実と政策と決断の三つの接点にあり密接に関連するとの認識から、本件上級委員会の判断を批判する。すなわち、上級委員会は、本件パネルが、危険性評価を制限的に解することを支持するためにもちだした、危険性評価(Risk Assessment)と危険管理(Risk Management)という区別は、SPS協定に明文規定がなく根拠に欠けると判断し(上級委員会報告パラ181)、その結果、危険管理という概念を無視してしまったという。彼はその論文で、WTOの事実審査機能を適切に構成することで徐々に科学的によりたしかなものがあるかの基準について、世界的コンセンサスが形成されるような紛争処理手続が必要であるとして、そのための提言を行っている。Walker 1998

(6) 本件担当委員のひとりでもあった松下上級委員会委員は、本ケースを「主権」問題として、以下のように述べられている。「国民の健康の維持はいわば国の主権の一環である。そういう主権と国際的な規律との関係はどういうものか。これがこの事件の最大の論点である。特に発ガン性物質の規制とか、健康に関するものについては、各国とも非常にセンシティブだから、国際機関がどれだけ介入できるかというのは、なかなか微妙な問題」である。松下満雄「WTOの紛争処理の傾向と今後の課題」『貿易と関税』1998年5月号 p.15. この発言は、「国家(主権)と国際機関」という対立の構図の存在を示すだけでなく、SPS措置の問題が、同時に「政治ないし立法の範疇の問題と司法的紛争処理の範疇の問題」

---

との境界線の問題でもあることを示唆しているように思われる。

(宮野 洋一)